

在福鹿児島県観光連絡協議会会則

（名 称）

第1条 本会は、在福鹿児島県観光連絡協議会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、在福の鹿児島県観光関係事業者等及び行政機関相互の連絡調整や情報交換を行うとともに、観光客誘致宣伝事業を推進することにより、本県観光の振興に寄与する。

（事務局）

第3条 本会の事務局は、鹿児島県福岡事務所内に置く。

（事 業）

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）観光資源の紹介宣伝と観光客誘致促進
- （2）観光関係事業・各種団体との連絡調整
- （3）会員の研修
- （4）情報交換
- （5）その他目的達成上必要な事業

（組 織）

第5条 本会は、別表1に掲げる観光関係事業者等の代表者をもって組織する。

2 協議会は、別表2に掲げるその他適当と認めた観光関係者の代表者（以下「賛助会員」という。）等を組織に加えることができるものとする。

3 本会を退会し、又は新たに加入しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

（役 員）

第6条 本会に会長、会計監事を置く。

ただし、会長は鹿児島県福岡事務所長をもって充て、会計監事は互選により1名選任する。

2 会長は、会務を統括し、会議を招集し、その議長となる。会長に事故あるときは、会員の中からあらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

会計監事は、本会の会計を監査する。

3 役員の任期は、1年とする。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会及び連絡会とする。

2 総会は、年1回開催し、会則の変更、事業計画、収支予算、収支決算、その他会長が必要と認めた事項を審議する。総会の決議は、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の賛成を要する。

ただし、賛助会員は、オブザーバーとして参加することができる。

3 連絡会は、その構成員として賛助会員を含み、必要の都度開催し、総会への付議事項、会員の加入、退会その他会長が必要と認めた事項を協議するほか、各種の情報交換を行う。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費等)

第9条 本会の経費は、会費、負担金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、会員を年額36,000円、賛助会員を年額15,000円とし、6月末日までに納入する。入、退会に伴う会費は月割計算とする。

ただし、鹿児島県福岡事務所は、予算の範囲内とする。

3 予想することができない社会経済情勢の変化等により、会費の額及び納入時期について、2によることが困難と判断される場合は、会費の額及び納入時期を変更することができる。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

1 この会則は、昭和62年7月16日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

2 在福鹿児島県観光連絡協議会会則（昭和51年4月1日適用）は、廃止する。

3 第9条の改正規定は、平成2年4月1日から適用する。

4 第9条の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。

5 第7条の改正規定は、平成17年6月3日から適用する。

6 第5条、第6条、第7条、第9条の改正規定は、平成20年4月1日から適用する。

7 第9条の改正規定は、令和2年4月1日から適用する。

8 第6条、第7条の改正規定は、令和7年5月21日から適用する。